

## 第 10 回南相馬市議会臨時会市長提出議案の要旨

平成 23 年 11 月 4 日提出

## 1. 件数 5 件

【内訳】 議案 4 件（予算関係 4 件）  
報告 1 件（専決処分 2 件）

## 2. 議案の要旨

## 《予算関係》

議案第 93 号 平成 23 年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第 94 号 平成 23 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 95 号 平成 23 年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第 96 号 平成 23 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

## 《報告》

報告第 11 号 専決処分の報告について

## 【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

## 専決第 16 号 損害賠償の額の決定及び和解について【平成 23 年 9 月 30 日専決】

(1) 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

(2) 損害賠償の額

351,000 円

{	うち保険等により補てんされる額	351,000 円
	市が自ら負担する額	0 円

(3) 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 23 年 6 月 24 日午前 11 時 45 分頃、南相馬市鹿島区寺内字落合地内を公用車で走行中、丁字路交差点において一時停止後、交差点に進入したところ、右側から来た車両と出会頭に衝突し、相手方に損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

**専決第17号 損害賠償の額の決定及び和解について【平成23年10月6日専決】**

(1) 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

(2) 損害賠償の額

254,031円

(3) 損害賠償の理由及び和解の内容

旧小高町が昭和57年に締結した土地売買契約及び物件移転補償契約の相手に誤りがあり、本来の所有者である相手方に損害を与えたもの。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。